

議案第13号野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成する立場から討論に参加いたします。

この改正は、出産育児一時金の増額と後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減判定所得の引上げを行おうとするものです。

出産育児一時金を引き上げることに異論はありません。そもそも出産に係る費用は居住している都道府県や市町村、病院が国立か市立か総合病院等かによって費用は異なります。また、平日の昼間や夜間・休日など出産の日時によって、自然分娩か帝王切開か、無痛分娩か吸引分娩というように分娩の方法によっても費用負担が異なります。また、妊産婦に対してより質の高いサービスを提供している病院や個室を選択した場合などにより高額な費用が必要です。今回の引上げで、その増額となった分がどのような意味をもたらすのか。残念ながら少子化には何らかの好循環を生む策ではありません。しかしながら、選択の範囲が少しでも広がり、出産費用が注目されることとなります。負担が少しでも減ることに期待したいところです。

また、議案質疑で出産費用を増額に充てる原資について質問しました。私は勘違いしており、その増額分は、国民健康保険の後期高齢者医療制度の負担増とリンクさせているものだと思っていました。しかし、この勘違いに気づいていただき改めて説明を受けると、そうではなく別々のものであることわかりました。限度額の増額については、確かに負担が増える世帯が出ます。しかし、被保険者のくくりでは、低所得者への負担軽減につながるものと考えます。国保料（税）の負担が大きいのは、国民健康保険の成り立ち、これまでの変遷等を考慮せず、国庫負担分を削減し、構造的な問題を棚上げしていることこそが原因です。しかし、今回の限度額の引上げ等は応能負担の範囲であると考えます。

以上を申し上げ、出産時の負担軽減は費用の増額だけではなく、その後の育児支援を社会としてさらに具体化していく必要を申し添え、賛成といたします。